

アメリカの公教育と宗教

平塚, 益徳

<https://doi.org/10.15017/2328831>

出版情報 : 哲學年報. 14, pp.305-325, 1953-02-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



「アメリカの公教育と宗教」

平 塚 益 徳

一

アメリカの教育は一般的にみて一九三〇年代を境としてその様相をとみに變じたと云えるが、特に今次大戰を契機としていろ／＼の面で自己反省の段階に入っているようである。多年に互つていわゆる新教育運動の指導者であつたコロンビアのハロルド・ラッグ教授の名著『アメリカ教育の基礎』の如き、正にそのよき表明であるが、こゝ十數年來の顯著な傾向として、教育史的研究が盛となり、特に戦後に至つてから相次いで力作が公にされつゝあるのもその一現象と云える。一九五〇年の秋から冬にかけて招かれて、有力な諸大學を歴訪する機会を與えられた筆者は、親しくアメリカの代表的な諸學者と面接し、多年問題としてもちつゞけて來た諸點につき所見を質し、貴重な教示を得た。而してそれらのあるものは機會を與えられて遂次學界に報告し來つたが、こゝでは特に公教育と宗教とに問題を限定して考究してみた。

二

先ず第一に銘記すべき點は、最近特に顯著な現象として、教育における宗教的價值が再認識されつゝあることである。これは宗教一般についても云いうることであつて、この點は特に筆者の強く印象づけられたところであつた。例えば有力誌バーティガン・レビューが一九五〇年の秋『宗教と知識人』なる特輯號を出し、ジョン・デューイ、ポール・テイリツヒ、ジャック・マリタンをはじめ二十數名に上る學界、思想界の代表的人士に質問書を發したが、編輯者によつて説明された同特輯號の意義、並にその質問内容は、現代アメリカにおける宗教的關心の昂まりの並々でないことを明示している。即ち編輯者はその冒頭の序言において「現代、特にこゝ十ヶ年來の最も顯著な傾向の一つは知識層の間における宗教への新しい展回、而して文化指導者を以て自ら任ずる少からざる人士の中に醸し出されている、世俗的態度及び諸見地への不信の念である」と斷じ、『今世紀の始めの十ヶ年間に勝ち誇つた自然主義の時代相を示していたとすれば、世紀の半ばたる現在には將來の史家によつて「宗教への回心と復歸」の時代と書き誌されるであらう』と宣言している。而してもちろんすべてがすべて宗教心の昂揚というわけではなく、その反對的傾向もまた弱體ではないが「こゝで問題としたのは知識層の間にみえる一傾向、特に英語を話す國々の知識人との間の一傾向なのだ」と斷わり、次で五つの點について回答を求めているのである。この質問に對してデューイは「現在知識人の間に科學を信ずる念が喪失し、それに伴ひ、かつて一階級としての知識層が放棄した、道德的態度及び信念へ逆に復歸しつゝあることは顯著な一事象であつて、この事實はバーティガン・レビューの編輯者たちによつて提唱されたこの調査をして重要にして且つ時宜を得たものたらしめている」と書き出してゐる。更にマリタンは「余は編輯者の説明によつて、特にこゝ十ヶ年間に宗教信仰が年と共にいや増しに更新されつゝあり、少くとも宗教的共感が知識層の間に生じつゝあることを知つて欣ぶものである」と云ひ、そも／＼「知識人なるものは不幸な人種である」と斷じてゐる。

ところでこの點でわれ／＼の忘れ得ないのは一九四四年に「米國教育會議」及び「全米基督教徒協議會」の共力で結成された「宗教教育委員會」が一九四七年に公にした報告書「學校教育と宗教」の中に見出される次の一文である。

『現代が宗教に對する増大された關心といふことで特色づけられることは、恐らく何人も意義のないところであろう。それは書物、雜誌、新聞論説及び記事に、また舞臺とか銀幕に、その他そうしたはつきりした形をとらないまでもいろ／＼な面で證據だてられている。この昂まりつゝある關心は「週間宗教教育運動」の急速な普及とか、廣く報告されているようなカレッジ内の宗教に關しての眞摯な關心、更にまた教育界において、宗教の分野に對する學校や大學の責任に關する討論が盛に行われていることなどによつても證明される。偉大な「宗教復興」はみられないにしても、その「水のさわめき」はある』

前述の如く筆者自身は最近のアメリカにおけるこの顯著な一傾向から強烈な印象を受けとつたが、到るところで教育と宗教との關係を新たに位置づけるテスト・ケースとしてのエバーソン・バス・ケース *Everson Bus Case* とツコラム・ケース *Mc Collum Case* に關する論争について聞かされたのである。事實、この二つのケースは公教育と宗教との關係の調整に對する現下アメリカ教育界のものがきと觀じうるものであつて、筆者はこの紛争事件を足がかりとして問題の所在を明かにしたいと思う。

三

先ずエバーソン・バス・ケースについて簡単に説明を加えると、それはニュージャージー州エバーソンのカトリック教徒が、その子弟をカトリックの教區學校にスクール・バスで通學させるに當つて、その經費を公費で賄うべきだ

と州の最高裁判所に提訴し、申論乙ばく、結局合衆國最高裁判所に持ち込まれ、一九四七年に五對四でその合法性が認められたケースを云う。一方マッコラム・ケースとは、イリノイ州シャムペーン Champaign でマッコラムなる一婦人によつて投ぜられた「週間宗教教育」(Weekday's Religious Education) に對する反對運動が、一九四〇年以來イリノイ州最高裁判所、引つづいて合衆國最高裁判所において大論争となり、結局一九四八年に至つてさきにマッコラム夫人の提訴を却下したイリノイ州最高裁判所の判決が覆されて、八對一という絶對多數で前審の判決そのものが違憲と斷ぜられたケースである。後述する如く「週間宗教教育運動」とは公立學校の生徒に對し學校正規の時間を特に割いて徹底した宗教教育を行うものであつて、公教育と宗教とのデリケートな關係にふれる問題であり、早くから信仰の自由を保證する合衆國憲法に違反する疑が寄せられていたものであるが、この疑義が更めて確認されたわけである。この建前から行けば、當然エバーソン・バス・ケースは却下さるべき筈のところ、この方は逆に五對四という接戦とは云い乍ら、結局承認されたのである。従つて云つてみれば合衆國最高裁判所は前後矛盾する判決を下したとも觀られるわけであつて、圖らずも「教育と國家」という歐米世界の多年に亘る問題が新しい形でアメリカ國民の前に姿をあらわしたものと云えるのである。

四

ところでこの問題を正しく理解するためには歴史的な背景について十分に考察する必要がある。ところがこの問題の歴史的解明に際しても、プロテスタント的立場に立つものと、カトリック的立場からの所論との間には隔りが存している。立場の相違ばかりでなく、その依據する資料としての各州における現實に異りがあつたし、またあるからで

ある。元來アメリカの教育を把握する場合には極めて慎重な態度が必要とされる。何故ならこの國においては各州毎に獨自の教育制度が展開されるのみでなく、同一州内でも地方によつてまた個々の點で大幅の自由が許されているからである。然しながら、一般的傾向だけは把握し得られるのであつて、この點で主としてバツツ教授に教えられつゝ檢討を加えていつてみたいと思う。

さて植民地時代のアメリカの宗教と教育に關する考え方は一般的に云えば母國のそれと大體同じで、各教派ごとに獨自の教育を施すことが自明のこととされてゐた。もちろん一方において彼らは舊大陸の國家乃至教會の、自由を抑壓する在り方に警戒の眼をもつたが、教會が子弟の教育の責任者であり、教育とはサタンの誘惑にうちかちうる神のよき僕べを作ることだといつた考え方——少くとも教育形態における宗教性の強さといつたことは共通現象であつた。バツツ教授はこれを *Single establishments* と呼んでゐる。⁽⁹⁾ 即ち植民地の各ブロック内の住民が各々單一のプロテスタント的宗教を國教的に維持することに努め、それに基礎づけられた學校教育を行うという方式である。例えばバージニアは一六一九年以降英國國教會を州民唯一の教會となし、クエーカー教徒、カトリック教徒らを徹底的に排斥したのである。⁽¹⁰⁾ この點メリーランドも同様である。この地は元來一六三四年にカトリック教徒の逃れの場所として植民されたものであつたが、その後プロテスタントが多く入植するに至り、一時寛容令が施行された(一六四九年)ものの、一六五四年に至つて逆にカトリックが排斥されるに至り、單一宗教としての英國國教派の禮拜を缺席する者には一ヶ月實に一〇〇ドルという巨額の罰金を課することによつて、その制度を維持しようとしたのであつた。⁽¹¹⁾

然しながら、こうした單一國教制による宗教、思想、教育の支配はそれ自身無理が多く永續する筈のものではなかつた。蓋し植民人口の増加、その背景の複雑化は當然宗教信仰の複雑化をもたらし、法規に定められた宗派を財的に

支え、その教義以外のものを公に唱えまた教えることを禁ずることは無理なこととならざるを得なかつたからである。かくして早くも十七世紀の末葉からバツツ教授のいわゆる *Single establishments with free exercise* の制度に移行せざるを得なかつたのであるが、この方式は一方に單一宗教を維持しつつも同時にその特定宗派外の禮拜を各自の信仰にもとづいてとり行うことの自由を認めたもので、前述のバージニアは一七八六年、メリーランドは一七七六年に各々この意味での自由を認めるに至つてゐる。然し乍らこの方式も幾多の事實上の困難を生み出すに及び、結局第三の方式としての *Multiple establishments with free exercise* に移行せざるを得なくなつて行つたのである。即ち法規によつて維持される宗教が從來の單數から複數的なものとなつたのである。トッドに依れば、獨立戦争前に英植民州のうち十州が國教制度を布いてゐたといふが、もちろんそれは倍數的な意味である。然し乍らこうした在り方も間もなく問題とされるに至つた。かくしてニュージャージー以下八州は一七九一年に公布された「第一憲法増補 *First Amendment*」の効力發揮以前に國家と宗教の分離の道を歩んでゐた。ところでこの「第一増補」は單一の特定宗派を尊重する如何なる法も作らず、且つ自由禮拜を禁止する法も作らない旨を明記したものであつて、信仰の自由の確保として極めて重大な法律であつた。特にそれが「宗教の自由」であつて單なる「寛容」でない點に近代的な意義が存したのである。ところでこうした劃期的な宗教的自由の精神が法制化されるに至つた背後には一六三六年の植民開始以來類まれな「教會と國家」の完全分離を確立して宗教的自由の樂天地と謳はれてゐたロードアイランドの創始者ローチャ・ウィリアムズの高き識見と眞理探求への先驅者的苦闘からの影響と共に、トーマス・ジェファソン、ジェームズ・マデソン以下獨立戦争時代にフランスの自由精神を深く吸い込んでゐた一連の指導者達の努力との結實と云えるのであつて、そうした實りを結ばせるには、同じく獨立戦争時代において十三州が團結し、思想、

習慣の交換を比較的容易ならしめていたことなどがあつたことも忘るべきでない。かつてジェームズ・ブライスは舊世界と新世界のあらゆる異りの中で、教會と國家との分離こそ恐らく最も顯著なものであらうと云つたが、この「第一憲法増補」は正にアメリカ的特色確立の第一歩であつた。然し乍ら、この約束された「信仰の自由」も、合衆國憲法だけのことであつて、各州に對する拘束力はなかつたのである。従つて州によつては依然として宗教吟味を勵行し、國教的な宗派を引續き維持したものすらあつたのである。⁽¹⁴⁾

ところが十九世紀に入つてから、問題は更に徹底した解決策を必要とするに立至つた。何故ならアメリカの領土の擴大、産業の興隆、國威の伸展に歩を合せて、大量の移民がこの地に流れ込み、前代に引つづき自由思想が相當根を張るに至り、宗教の自由の觀念が益々力を得るに至つたからである。これらのうち移民の増加は必然的に宗教乃至宗派の複雑性を増大せしめたが、特にカトリック教徒の増大は益々問題を切實ならしめたのであつた。

いつたいローマ・カトリック教徒がアメリカにおいて何らかの意味で問題となり始めたのは十九世紀に入つてからのことである。⁽¹⁵⁾ 即ち一七九〇年、この國で初めてローマ・カトリック教會の組織が制定された時、教徒の數は全人口の⁽¹⁶⁾一%にも満たず、一八〇八年までボルチモアの管區たゞ一つが全米に責任をもつていた。而して一八二九年ボルチモアで最初の大神教管區會議が催された時、その全人口比は僅かに二・八%に過ぎなかつた。ところが一八三〇年代から五〇年にかけて、主としてアイルランド及びドイツ系の移民が多數入り來るに及んでカトリックの勢力は漸次有力化し、一八三〇年に約六十萬人であつたカトリック教徒が一八五〇年には三百五十萬人、即ち約六倍に激増し、⁽¹⁷⁾總人口に對する比も七・四%と上昇した。而して一八九三年には一一・六%となつたのである。⁽¹⁸⁾

こうした諸條件は、國家と宗教との分離を可とする思想を強化するに十分であつた。従つて「第一憲法増補」の精

神は更に強化される必要に迫られ、一八三三年に至り、各州は例外なく分離政策を確立⁽¹⁹⁾し、越えて一八六八年七月に有名な「第十四憲法増補 The Fourteenth Amendment」を制定するに至つたのである。注意すべきことは「第一増補」と異つてこの増補は各州に適用さるべきことが明示されていた。従つてアメリカにおける信仰の自由が名實共に憲法上確立されたのはこの「第十四増補」の公布の時といふべきである。

五

メーラムンは一七九一年の「第一憲法増補」以後アメリカ生活に對するプロテスタンティズムの支配が衰退の道を徐々にたどつたとなして⁽²⁰⁾いるが、こうした國家と宗教との分離の過程において、いわゆる教育の世俗化は興味深い経過をたどつてゐる。植民地時代の教育は例外なく教會から直接間接に支配されていた。ニューイングランド地方のピューリタンは固より、バージニア地方においても牧師の教育的感化力は絶大であつた。ニューイングランドにおいては十八世紀に至るまで教會側の承認なしに教師たり得なかつた。この點わずかにロードアイランドを例外としたのみである。ジョンソン並にヨストの入念な研究書「アメリカにおける教會と國家の分離」はその第二章「アメリカの最初の學校」において各州の初等、中等及び高等教育機關の發足についてまとめて考察して⁽²¹⁾いるが、その何れをとりあげても設立において宗教的動機は強く、その内容においてまた宗教的色彩は濃厚である。ノーブルがその詳密な植民地時代の教育の研究において一六〇七年から一七〇〇年迄を「イギリス文化の遺産」「教育における宗教的動機」の題下に章別してゐる所以である⁽²²⁾。またグインはカリキュラムの發達史上、この時期を宗教的動機に左右された時代となして⁽²³⁾ゐる。ところが十八世紀に入つて、特にその中葉頃から、強く宗教性に貫かれていた諸學校に世俗化の徴候が

現れるに至つた。これは當時勃興しつゝあつた中産階級からの世俗的要求に應えるため、中學校が共にカリキュラムを改善せざるを得なくなつたからであるが、この傾向を十八世紀の中葉において最もよく示したものは云うまでもなくフランクリンの創設になるアカデミーの出現（一七五一年）である。セイヤーの傳えるところによれば一八三七年においてニューヨーク州内のアカデミーにおいて教えられていた教科目は總計實に七十五の多きに上つていたといふ¹⁰⁴。このことは十九世紀から二十世紀にかけてのアメリカ社會の職業の分化を示し、生活の複雑化を物語るに十分である。而してアカデミーをしてこうした形態を示させた十九世紀におけるアメリカ的生活の充實は結局アカデミーに代つて更にアメリカ中等教育の特性をそなえたハイスchoolの誕生を促すに至つたが（一八二二年）、初等教育の面では周知の通り、一九二〇年代以後相ついであらわれたホレス・マン、ヘンリー・バーナード等一連の先覺者による公立學校運動の展開となつた。今茲でそれらについて詳論する違はないが、彼らの合言葉は租税によつて公に支えられた無月謝制の無宗派學校の設立であり、それは人種、宗教の差を乗り越えて、アメリカとして一つになるための不可缺の教育制度であるとの確信に基いたものである。われわれはこの公立學校運動の進展を跡づける時、傳統を墨守せんとする保守派が、如何にそれを誤解し、白眼視したかに驚かざるを得ない¹⁰⁵。事實十九世紀半ばに至つても、宗派的偏見に基く間違つた子供の取扱がなお跡をたゞなかつたのであつて、例えば一八五八年、ボストンにおいて、カトリックの一兒童がプロテスタントの使用する聖書を読むことを拒んだことによつて厳しく鞭うたれ、同じ頃、百名に上るカトリックの兒童が宗教儀式に参加を拒否したことの罰としてボストンの學校から放逐された記録が遺されている位である¹⁰⁶。

六

カルバーの入念な研究によつて明かにされ、更に前述のアメリカ宗教會議の特別報告書においても再確認されたところであるが、アメリカ教育の一大傳統を形成したこの公立學校運動は、必ずしも一般的宗教教育そのものまでも禁止するというラジカルなものではなかつたのである。たゞ徒らに紛争の原因となり勝ちな宗派的宗教教育を、私立でなく公立學校内で禁止するというのが建前であつた。ところでこの動きは特定の宗派の教義に基く教科書の禁止という形であらわれた。マサチューセッツ州の一八二七年の禁令がその先驅で、ミズリー（一八三五年）、ニューヨーク（一八四二年）等がこれにつゞき、一九〇八年のノース・ダコタを最後に終つたが、更に一般的な形での宗教教育の禁止は一八一八年のコネクティカット州憲法を皮切りに、一八三〇年代にはイリノイとミズリーの二州、四〇年代にはニューヨーク、バージニア、ウイスコンシンの三州、而して五〇年代にはアラバマ、インディアナ、カルホルニアの四州、而してミシシッピ（一九二二年）、メイン（一九一六年）等を例外とすれば、それは十九世紀末までに大體結末がつけられた。⁽²⁶⁾ところで宗派教育即ち *sectarian education* が公立學校内で禁止されることは、宗教と國家との分離の建前から云つて當然なことと云えるが、この宗派教育禁止の風潮はカトリック教徒の増加により更に問題を複雑化するに至つた。即ち從來プロテスタント一般に通じたものとして非宗派的教育と認められた教育までがカトリック側からは宗派（プロテスタント的）教育とみなされるに至つたからである。かくして宗派教育禁止の措置は宗教教育そのものを禁ずる方向に進んで行つたのである。この面では一八七二年、シンシナチ市教育委員會が先鞭をつけたが、一八七〇年代に活躍した「自由聯盟」なる文化團體はアメリカ生活を非キリスト教化する必要ありとし、公立學

校での聖書の使用禁止をその方策の一つとして高く掲げた。⁽³¹⁾かくして十九世紀末から二十世紀初頭にかけて州の法規に基く聖書の禁止が漸次拡大し一九〇三年現在ではそれでも十州がまだ聖書教授を要求していたにも拘らず、一九一三年にはそれが僅かに二州に出なくなつた程の衰微ぶりをみせるに至つたのであつた。⁽³²⁾セイヤーは一九一四年即ち第一次大戦勃發の年を以てアメリカにおける世俗學校制度の確立の年となしたが、この時期はいわゆる自然主義全盛時代でもあつて、教會の感化力の弱體化した時期であつた。もちろんいわゆる「社會的福音」の運動がこの機に擡頭しているが、その比較的單純な樂天主義は、第一次大戦後の深刻な社會問題との對決において眞に力ある救済力を發揮し得なかつたのである。

七

一九二九年のパニックを一契機として、アメリカの社會形態、思想形態が如何に大きく變化し「この地上における希望の地」の夢がもろくも破れ去つたかについて更めて詳論する筈はない。セイヤーはいみじくも「一九二〇年代及び三〇年代は民衆一般にとつて生き抜くのに困難な時であつた」⁽³⁴⁾と喝破している。たゞ本課題に直接關わりある問題として宗教思想の變化——ひいては宗教教育思想に新しい動向がみられるに至つた點について一言しておきたい。いふまでもなくコー、ソアーズ、ワイグル等によつて樹立されたいわゆるアメリカの正統的宗教教育論の云わばマンネリズムがドイツ流の危機神學の立場から徹底的に批判され、鋭い自己反省の前に立たされるに至つたことである。⁽³⁵⁾この點では「宗教教育」紙上でコーを中心にくりひろげられた論争はまことに興味深いものがあつた。⁽³⁶⁾而してまた從來の樂天的な宗教教育論に深刻な反省を促したものととしてニーパーの所論が注目されるべきである。⁽³⁷⁾ところで教育一般

についても、同じく鋭い反省が促されたことは云うまでもない。從來のいわば手放しにも近い兒童の自己活動尊重——いわゆる兒童中心學校——の在り方が強く反省されるに至つたこと、而してその代表的指導者がカンデル、カウソ、バグリー、ホーン等であり、一群のカトリック學者もそれに加わつてゐたことは周知の事實であつてこゝに詳論の必要はないであらう。たゞこの點でカンデルが當時のアメリカが直面した「社會的無秩序」が決して偶然の產物でなく、無責任な新教育運動の申し子であるときめつけ、大きな反省を生んだことを指摘しておきたい。

さて、これらの諸情勢に並んで、一九三〇年代はナチス・ドイツの擡頭によつて代表されたいわゆる全體主義國からの思想的攻勢があり、アメリカ・デモクラシーの再檢討とその強化とは識者にとつての眞剣な課題となつてきた。

この面からもアメリカの教育界は眞剣に再檢討の時期に入つたのであるが、この間にあつて多くの眞摯な人々が宗教の世界にその解決の途を見出そうとしたことはむしろ自然の數というべきであらう。即ち彼らのあるものは、道德心の涵養は眞の宗教心の裏付けが必要であると觀じ、更に公立學校で宗教教育を行ふことはとりも直さず無宗教性を知らず識らずの間に宣傳するやうなものとなし、キリスト教信仰は何といつてもアメリカ文化の源泉であり、公民全體がそれに親しむべきことは寧ろ當然であつて、そのためには公立學校においてそれがとり上げらるべきだとの論が強化したのである、而してこれらの主張の背後には、教會とか家庭だけに宗教教育が委せ切れぬという不安心が横わつていたのであつて、この點はフランスのそれと比較して興味深い。こうした主義に呼應して、幾つかの試みが教育と宗教との關係の調整をめづつて實行に移された。その第一は選擇教科目中に宗教的教材を入れること、特に聖書文學を中心にそれを編成することであり、第二は聖書の讀解の時をもち、敬虔な宗教的行事を行うことであり、第三は週間宗教教育運動の擴充をはかることであるが、この外公立學校において一般的宗教教育を施す一方、教區學校組

織を更めて強化しそれを堅持すべきことを主張するものもある。

八

いまそれらについて検討すると、選擇教科としての宗教教科教材の特設は必ずしも一般的なものとは云えない。この點ではむしろ社會科をはじめ歴史、文學、藝術、生物その他一般の教科の學習中に宗教的事實乃至情操を學習させ、更に各種の國民的祭典を活用すべきであると主張され且つ實行に移されている。⁽⁴⁰⁾ 第二の聖書の讀解は、前述の如く一九一三年には僅かに二州のみしか公に許されていなかったたのであつたが、一九二〇年代、三十年代と新しい事態に入ると共にそれが復活されるに至つた。キーゼッカーの有名な調査によれば、一九三〇年において既に(一)法律でそれを要求するものアラバマ州以下十二州、(二)法律によつて特許されているものインディアナ州以下六州、(三)それについて云及しないが他の法令との關連で默許の形となつているものコロラド州以下十七州、(四)州の裁判所沙汰その他の係争事件となつて禁止されたもの十二州となつている。しかもこの最後の場合でも地方行政單位では多く許されているのである。⁽⁴¹⁾ この面ではバージニア州が極めて積極性を示し有名である。

さて、週間宗教教育であるが、これは公立學校の正規の時間をあけるか Released Time、または放課後の時を用いるか Dismissed Time、何れにせよ公立學校の子供達に徹底した宗教教育を施すために設けられたもので、一九一三年インディアナ州ゲーリ市で口火を切られたものである。特色とするところは公立學校教育を原則的に信賴し而も家庭、教會における宗派的教育だけでは不足であるとし、公立學校において全人教育を行うためにそれが不可欠だとするものである。これには單獨の教會が責任をもつもの、宗教諸團體の連合體が計畫するもの等の差があるが、學校

側のイニシアチブでなく、事實學校職員が教えるもの僅かに四%（一九四一年度）、P・T・A乃至教會側の事業である點に特色があり、たゞその實施を正規の時間を特にあけるか、放課直後の時にし、且つ必要に應じては、學校校舍をそのまゝ使用する方式を云うのである。その割當時間は平均一週一時間、父兄側の要求に應じユダヤ教、カトリック、プロテスタント別のグループを作り、可成り徹底した宗教教授を行うものである。その初めは可成り反對もあり躊躇もされたが一九三〇年の初めに二十州、一九四七年發行のバツツの研究書では最近においてはニューハンプシャーとノース・ダコタの二州を除きすべての州が之を認めたと報じている。特にカルフォルニア、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルベニア、及びバージニアの諸州は積極的である。

ところでこうした公教育と密接な關係のある宗教教育——よしそれが嚴密な意味での宗派教育でないにしてもそれに近い徹底した教育を行うことは「信仰の自由」の原理から問題になりうることは當然である。前述のマツコーラム・ケースは正にその一表明であるが、「無神論者」ときめつけられたにせよ、彼女がその息子タリーの蒙つた級友からの差別待遇乃至仲間外れ等の精神的迫害を指摘して、公教育の中立性が侵害されていると訴えたことは少からざる共鳴者を得たのである。特に注目すべきは教會側の内部からこれを支持する聲が上つたことである。即ちシャッゲ牧師によつて強調された、宗教教育の故に公立學校の生徒が自然に分裂することの非教育性は極めて重要である。ところでこの制度に對する不信の他の理由は僅々一週間一時間程度の而も「言葉による宗教教授」が果して多くの犠牲と問題とををかけて施行さるべき價值ありや否やということで、寧ろ教會側の教育活動を強化すべきであるという論が出てゐるのである。「新教育と宗教」の著者ウィリアムズはこの立場の代表者と云えよう。こうした點では公立學校を信頼せず、一八二九年のボルチモアの會議並に一八六四年の教皇ピウス九世の教書によつて獨自の教區學校を設立

し、進んでその子弟を入學せしめることを原則とするカトリック側が、宗教教育は單なる教授でなく全人格に互るもの、あらゆる教科、否、學校の全生活がそれであればならぬとする徹底した教育觀によつて一貫していることがプロテスタント側に相當深い反省を促し、その結果、週間宗教教育に對する若干の疑問の提出となつたのである。

こうした教會内部からすら反省疑問を生んでいるこの運動が、憲法に保障された信仰の自由、乃至政教分離主義の堅持こそアメリカの傳統であると確信する側から否定的にみられるのは寧ろ當然であらう。バツ教教授はこの見地に立つ學者であり、合衆國最高裁判所が八對一の絶對多數でマツコララム夫人の提訴をとりあげたことも必ずしも不思議ではない。たゞ問題はイリノイ州がさきにそれを却下したこと、或は前述の「米國教育會議」を始め、この運動を支持する學者も少くないことである。事實としてもこの事件後も若干の減少はみたものの、三年後、即ち一九五一年において猶且つ二五〇〇のコミュニテイが二百萬人に上る生徒兒童のためにこの制度を設け、そのプログラムを若干變更して——例えば學校の校舍を使用しないようにする——之を續行している現狀である。(元來この運動は小學校學生を主體としてゐるもので、一九四一年度のオフィスオブエデュケーションの調査では五分の四は小學校生徒である。)

九

以上マツコララム・ケースのアメリカ公教育における重大な意義について吟味したわれわれは、進んでエバーソン・バス・ケースを検討しなければならぬが、「公教育と宗教」なる本課題にとつては寧ろ副次的な問題である故に、その要點だけを吟味し、結論に急ぎたいと思う。

前述の如く、公教育を一般に信賴せず、獨自の教育組織を確立して全人的宗教的教育を施そうとするカトリック的教育觀は、イギリス、フランス、イタリヤと同様、アメリカにおいても教區學校の強化を將來した。この場合彼らが獨自の力でそれを經營維持するならば、公教育によるアメリカ人の統一という點での問題を別として⁽⁵⁾、問題はないわけであるが、彼らは租税納入によつて公教育の維持をする一方また自己の子弟のための教育費を負擔することが不公平であるとし、私立學校において學習するものも等しくアメリカの市民であり、將來のアメリカの發展に貢獻するものであるとして、更めて教區學校への公費の援助を主張し始めたのである。元來宗教學校に對する公費の援助の禁止は、政教分離主義の確立にとつて重要な政策であつて、アメリカでは一九一一年のニューメキシコ州を最後にそれが原則上確立した⁽⁶⁾が、スクール・バスに公費を援助することの可否は州により、また地方によつて賛否兩論に分れた。即ち一九三八年のデラウェア・ケースは之を不許可としたのに反し、同年のニューヨーク・ケースでは逆にこれを認め、次で一九四二年のオクラホマ・ケースがニューヨークと同じ立場を示したが、同年のケンタッキー・ケースはその反對、即ちデラウェアと同様に反對の立場をとつた⁽⁷⁾。ヨストに依ると一九四六年迄にこの種の係争事件が十一、そのうち七つは反對であつた。ところが一九四五年のケンタッキー、同六年のカリフォルニアの兩ケースが共に合法としたことは從來の在り方の變化を示すに十分で、こうした背景の下に有名なエバーソン・バス・ケースの五對四で公法化するという歴史的判決となつたのである。而して前述の如く、この問題は筆者の滯米中、到るところで話題に上り、それが如何に重大なものであるかが痛感せしめられた。われわれは今茲で何れが妥當であるかについて論及するものでないが、こうした事件の背後に横わるカトリック側の底力と（もちろんこの要求はカトリック側からだけのものではないが）、一般的に云つてアメリカが宗教教育に對して最近如何に重大な關心を拂いつゝあるかを

明かにし得ると思ふのである。

十

前述したハロルド・ラッグは從來のアメリカ教育の反省すべき五つの點をあげ、その一つに宗教教育の輕視をあげた。⁽³⁴⁾更にブルーベッカーの編纂になるジョン・デューイ協會の第七年報「公立學校と精神的價值」は、「米國教育會議」と同様、週間教育運動について好意をよせている。⁽³⁵⁾特に注目すべきは昨一九五一年に教育政策委員會によつて公表された「公立學校における道德的精神的價值」がその冒頭において「アメリカの公立學校は宗教信仰を尊重する」「宗教はアメリカ生活における重要な要素である」と宣言していることである。その文中公立學校反對者がその理由として公立學校の反宗教性をあげていることを不當とし、寧ろ非宗派的立場から公平に宗教をとり扱う旨を斷じ、二四〇に上る諸宗派がそれらの信仰に基いて學校を設立維持する秋、アメリカの統一が失われることを警告していることは注目に價する。⁽³⁶⁾さきにも若干ふれた如くアメリカの公立學校觀にはそれによつて民族、信仰における大いなる異りを統一しようとする意圖が極めて強いのであつて、一九二二年にオレゴン州が州民のすべての子弟を公立學校に入學させようとして大問題を起したのはその行過ぎであつたにせよ（一九二五年合衆國最高裁判所で憲法違反の判決を下された）、公立學校を守ろうとする信念はそれがアメリカ・デモクラシーの基礎であると確信するだけに根強いものがあるのである。従つてこゝ當分、アメリカ教育界は公教育の中に宗教を如何なる形で位置づけるかについてのものがき續けることであらう。⁽³⁷⁾なほ本稿では州立大學と宗教について言及し得なかつたが、州立大學内の宗教運動にも最近特に注目すべきものがある。筆者は歴訪した各大學でこの面にも注意を拂ひ、特にエール大學でこの分野の研

究者としての最高權威シエード教授と會談し、種々教えられるところが多く、文獻についても參考蒐集しているが、これについては更めて論考してみた⁽⁸⁾。

〔註〕

- (1) H. Ruge, *Foundations for American Education*, 1947.
- (2) この點拙稿「アメリカの教育史學界」日本教育學會編「教育學研究」(一九ノ四)。昭和二十七年參照。
- (3) 拙稿「アメリカ教育の根底にあるもの」「九大教育學研究」(第一輯)昭和二十七年。同く「アメリカ教育の自己反省」九州教育學會紀要」(第一輯)昭和二十六年。
- (4) *Religion and the Intellectuals*, "Partisan Review", No. 3, 1950.
- (5) *ibid.* p. 53.
- (6) *ibid.* p. 93 f.
- (7) *Committee on Religion And Education; The Relation of Religion to Public Education. The Basic Principles*, 1947. p. v. 日本譯「廣安孝夫「學校教育と宗教」(昭和二三年)九頁。
- (8) 例へば F. Butts; *The American Tradition in Religion and Education*, 1950 又 J. M. O'Neill; *Religion and Education Under the Constitution*, 1949 への見解の對立。
- (9) F. Butts; *op. cit.* p. 11 ff. 即ち教授はここでアメリカ建國當時のヨーロッパ諸國における教會と國家との關係の多樣性を指摘し、宗教と國家との結合方式におけるプロテスタント的傳統とカトリック的主張とを明かにし、アメリカ植民地においては英國國教會的方式とモローリタンの方式との二類型を立てている。
- (10) C. H. Moehlman; *School and Church, The American Way*, 1943. p. 5.
- (11) A. W. Johnson and F. H. Jost; *Separation of Church and State in the United States*, 1948. p. 3.

- (21) C. H. Moehlman; op. cit. p. 6.
- (21) L. P. Todd; Religion and Public Education, (H. N. Rivlin's Encyclopedia of Modern Education) 1943, p. 676.
- (14) J. Bryce; American Commonwealth, Vol II. p. 763. (New Edition, 1924.)
- (15) F. Butts; op. cit. p. 78 ff.
- (16) 宗教の發達と州々 C. H. Moehlman; op. cit. p. 70 ff. 以下。
- (17) W. W. Sweet; The Story of Religion in America, (Revised ed.) 1939, p. 395.
- (18) C. H. Moehlman; op. cit. p. 70.
- (19) F. Butts; op. cit. p. 104 ff.
- (20) C. H. Moehlman; op. cit. p. 51
- (21) A. W. Johnson and F. H. Jost; op. cit. p. 17 ff
- (22) S. G. Noble; A History of American Education. 1938, p. 3 ff.
- (23) J. M. Gwynn; Curriculum Principles and Practice, 1947, p. 3 ff. 後ウS讀 C. Beard; The Rise of American Civilization, 1927, Vol I. p. 177. C. H. Moehlman; op. cit. p. 26 ff. 並ウ p. 29. 参照。
- (24) V. T. Thayer; Religion in Public Education, 1947, p. 31.
- (25) 拙稿「アメリカ公教育の父ヘンリー・マン」(雑誌「三六」昭和二十四年) 参照。
- (26) V. T. Thayer; op. cit. p. 36 ff.
- (27) R. B. Culver; Horace Mann and Religion in the Massachusetts Public Schools, 1929, p. 208.
- (28) Committee on Religion and Education; op. cit. p. 8.
- (29) J. M. O'Neill; op. cit. pp. 141 ff 以下。

- (30) V. T. Thayer; op. cit. p. 38 f.
- (31) C. H. Moshman; op. cit. p. 55.
- (32) V. T. Thayer; op. cit. p. 38.
- (33) *ibid.*; p. 42.
- (34) *ibid.*; p. 72.
- (35) この點拙稿「プロテスタント教育學」(『岩波教育學辭典』所收)並に拙稿『シュレーテール「福音主義教育學」に關する論争』(『教育思潮研究』十ノ一)昭和十一年、參照。
- (36) C. A. Coe; Religious Education is in Peril; International Journal of Religious Education, Vol 15. No 5. Jan. 1938. do; More theologizing in the Church School? Yes!, *ibid.* Vol 15 No 11. July. 1939 E. G. Homrighausen; The Salvation of Christian Education; *ibid.* Vol 15. No. 9. May, 1939.
- (37) R. Niebuhr; Moral Man and Immoral Society, 1932. 卷Ⅱ p. 257 ff. do; The Nature and Destiny of Man. Vol I, 1941. 卷Ⅱ Vol. II 1945. p. 178 ff. 卷Ⅴ V. Henry; The Place of Religion in Public Schools, 1950. p. 3. 參照。
- (38) 拙稿『カメンデル「教育と社會的無秩序」』(『教育思潮研究』八ノ一)昭和九年、參照。
- (39) V. T. Thayer; op. cit. p. 84 ff. 參照。猶この點拙稿「學校教育と宗教」(九大教育學研究、第一輯)昭和二十七年參照。
- (40) J. P. Williams; The New Education and Religion, 1946, p. 176 ff.
- (41) W. W. Keesecker; Legal Status of Bible Reading and Religious Instruction in the public Schools, 1930. 猶一九四六年一月發行の國民教育協會 NEA の調査報告書には公立學校における聖書講讀は三八州と示されている。ベッツは一九三七年現在と云ふの數字を引用している。F. Butts; Cultural History of Education, 1947. p. 625.
- (42) L. P. Todd; op. cit. p. 678
- (43) F. Butts; Cultural History of Education, 1947. p. 626.

- (44) J. M. O'Neill; op. cit. p. 219.
- (45) V. T. Thayer; op. cit. p. 126 f.
- (46) J. P. Williams; op. cit. p. 125 f.
- (47) F. Butts; *The American Tradition in Religion and Education*, 1950, pp. 199 ff.
- (48) Committee on Religion And Education; op. cit. p. 25 ff.
- (49) E. L. Shaver; *Three Years After the Champaign Case*, 1951 (in *Religious Education*, Jan-Feb. 1951)
- (50) この點拙稿「學校教育と宗教」(九大教育研究、第一輯)昭和二十七年参照。
- (51) 實はこの問題がヨーロッパならぬアメリカなる故に深刻な問題となるのである。即ちそれでもアメリカとしての統一性を缺き勝ちな世界各地からの移民に、宗教上の牆壁をつくるからである。
- (52) J. M. O'Neill; op. cit. p. 141 ff.
- (53) A. W. Johnson and F. H. Yost; op. cit. p. 125 ff.
- (54) H. Rugg; op. cit. p. 674.
- (55) J. S. Brubacher (ed); *The public Schools and Spiritual Values*, 1944, p. 85 ff.
- (56) Educational Policies Commission; *Moral and Spiritual Values in The Public Schools*, 1951, p. 4 ff.
- (57) ここで詳論する紙数がないが、バウワー、ジョンソン、ワイリアムズ等この面の代表的な諸學者は各宗派的信仰に共通した宗教心(一般的宗教)なるものを存在を主張し、これをあくまで公立學校内において客觀的に公平に教へ理解せしめることの必要を強調してゐる。W. C. Bower; *Church and State in Education*, 1944, p. 6. 特し p. 53 ff 猶、これらの點 J. P. Williams; *The Relation of Religion And Public Education*, (in P. H. Lotz (ed); *Orientation in Religious Education* p. 491 f) 参照。
- (58) この點 J. M. Cunningham; *The College Seeks Religion*, 1947 とくを注意せざるを得ない。又 C. P. Shedd; *Religion in The State University*, 1948 は必讀の文である。A. Meiklejohn; *Religion And Education*, 1945 p. 57 f. を参照される。